

## 財産（G I G Aスクール端末）の処分について

### 1. 概要

令和2年度に、G I G Aスクール構想により整備した児童生徒用の1人1台端末（以下「G I G Aスクール端末」といいます。）が更新時期を迎えることから、三重県共同調達会議にて端末納入業者を決定し、本年10月から新たなG I G Aスクール端末の利用が開始できるよう事務を進めています。

現在使用しているG I G Aスクール端末については、教師用端末として継続使用する一部のものを除き不要となることから、今回、市の歳入を確保する取組として売却することとしました。なお、G I G Aスクール端末の処分に当たっては、文部科学省、経済産業省、環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付け「G I G Aスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を示しており、この方針に沿って適切に処分が行われることを条件としています。

この度、8月7日の開札において相手方が決定したことから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

### 2. 財産の種類及び数量、売却金額等

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 財産の種類、数量 | G I G Aスクール端末（i P a d第8世代（付属品：ACアダプタ・キーボード付きカバーケース等を含みます。））<br>5, 500台 |
| (2) 契約の方法    | 一般競争入札   |
| (3) 売却金額     | 33, 275, 000円<br>（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額<br>3, 025, 000円）                 |
| (4) 売却の相手方   | 愛知県大府市柁山町3丁目33番地<br>リネットジャパンリサイクル株式会社<br>代表取締役 黒田 武志                   |